

自家用電気工作物保安管理業務仕様書（小倉南図書館）

1 業務の内容

- ① 北九州市電気工作物保安規定に定める自家用電気工作物の点検及び試験の基準に基づく保守点検を実施すること。
- ② 電気事故発生時においては、応急措置の指導を行うとともに、事故原因の探求及び再発防止について必要な指示・助言を行うこと。
- ③ 市が立入検査等を実施するときは、立会すること。また、九州電力（株）から主任技術者の立会を求められたときも同様とする。

2 保守点検の実施回数及び時期等

- ① 月次点検
毎月 1 回、主として運転中の電気工作物を点検すること。
- ② 年次点検
年 1 回、主として運転中の電気工作物を停止して点検すること。
- ③ 臨時点検
異常が発生した場合における原因究明等のため、必要に応じて点検を行うこと。
- ④ 工事中の点検
電気工作物の設置又は変更工事の工事期間のうち、1 ヶ月を限度として週 1 回、工事中の点検を行うこと。

3 その他

- ① 別表に掲げる電気工作物の保守点検については、本契約に含まれないものとする。
ただし必要に応じ、別途契約の上該当保守点検を行うものとする。
- ② 保安規定に定める連絡責任者又は代表者を、保守点検等に立会させるものとする。

別表

点検又は試験の一部又は全部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検又は試験
漏電火災報知機、昇降設備のように取扱いに法令による特定の資格を必要とするもの及びオートメーション化された機器のように取扱いに特別の専門技術を要するもの	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験（実施可能のものに限る。）以外の点検及び試験
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれているもの以外のものの点検及び試験
密閉防爆型機器等のように構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び試験
上記以外に点検が困難な設備	点検者の立ち入りが著しく困難な設備の点検、測定及び試験